

文教施設保全業務積算基準

令和5（2023）年版

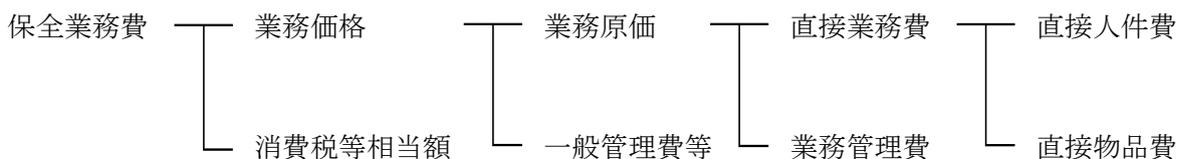
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）

1 目 的

この基準は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する建築物及びその附帯施設に係る建築保全業務を委託に付す場合において、当該業務の費用の積算について、その合理的な方法を定めることにより、保全業務費の適正化を図り、もって保全業務の質の確保に資することを目的とする。

2 保全業務費の構成

保全業務費の構成を次に示す。



2.1 直接業務費

直接業務費は、直接人件費と直接物品費から構成される。

(1) 直接人件費

直接人件費は、業務担当者が当該業務を行うため、その労働力を消費することによって発生する費用とする。

(2) 直接物品費

1) 直接物品費は、業務担当者が当該業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用とする。

2) 直接物品費の科目及びその内容は、次に掲げるものとする。

科 目	内 容
消 耗 品 費	・ ウェス、潤滑油、グリース、洗油、洗剤、樹脂床維持材（ワックス等）、衛生消耗品、ロープ、養生用シート等の消耗品に要する費用
消耗部品・材料費	・ ランプ類、ヒューズ類、パッキン、ガスケット、Oリング、フィルター等の消耗部品及び材料に要する費用
工 具 ・ 用 具 費	・ 保全業務で使用する工具・用具等で次に掲げるものの費用 ・ 脚立、懐中電灯、養生シート等の共通用具 ・ ヘルメット、安全帯、カラーコーン等の危険防止のための用具 ・ テストハンマー、ドライバー、スパナ等の工具 ・ モップ、ほうき、バケツ等の清掃用具 ・ 警備員の制服、警戒棒、防刃ベスト、携帯用金属探知機等の警備用具
機 械 器 具 費	・ 計測機器（設備機器に付属して設置されているものを除く）、真空掃除機、床磨き機等の機械器具に要する費用
そ の 他	・ 常駐業務室、控室、警備員詰所、倉庫等及びその付帯施設並びに机、ロッカー等の業務の遂行に必要な諸室や什器等に要する費用 ・ 足場、仮囲い（作業床高さが2 m以上）等の高所作業に必要な仮設及び発電機等の特別な仮設に要する費用

雑 費	<ul style="list-style-type: none"> ・電力、ガス、水道等の業務の実施に要する光熱水費 ・上記のいずれにも属さない費用
-----	---

2.2 諸経費

諸経費は、業務管理費と一般管理費等から構成される。

(1) 業務管理費

- 1) 業務管理費は、業務を実施するうえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用とする。
- 2) 業務管理費の科目及びその内容は、次に掲げるものとする。

科 目	内 容
業務責任者給与手当 退職金	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与 ・業務責任者及び業務担当者に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者及び業務担当者に関する健康保険（介護保険含む）、厚生年金保険（児童手当拠出金含む）、雇用保険、労災保険の保険料の事業主負担額
福利厚生費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者及び業務担当者に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生に要する費用
労務管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者及び業務担当者の労務管理に要する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集に要する費用（現場固有のものに限る） ・研修、教育及び訓練等に要する費用
安全管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・危険防止等の安全管理に要する費用
通信交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者及び業務担当者の旅費及び交通費、連絡用車両の損料及び電話、郵便等の通信費
事務用品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用消耗品、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、業務写真代等の費用
租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務契約書等の印紙代、連絡車両の自動車税等の租税公課
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
雑費	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも属さない費用

(2) 一般管理費等

- 1) 一般管理費等は、直接業務費及び業務管理費以外の費用であり、保全業務の受注者が企業を維持運営していくために必要な費用で、一般管理費（販売費を含む）及び付加利益等からなる。
- 2) 一般管理費の科目及びその内容は、次に掲げるものとする。

科 目	内 容
役員報酬 従業員給料手当	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役及び監査役に対する報酬及び賞与（損金算入分） ・業務責任者及び業務担当者以外の従業員で、本店及び支店などの営業拠点等に従事する従業員（以下、「本店及び支店等の従業

	員」という。)に対する給料、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	・本店及び支店等の役員及び従業員に対する退職金(退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)
法定福利費	・本店及び支店等の従業員に対する健康保険(介護保険含む)、厚生年金保険(児童手当拠出金含む)、雇用保険、労働保険の保険料の事業主負担額
福利厚生費	・本店及び支店等の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生に要する費用
修繕維持費	・建物、装置等の修繕維持、倉庫物品の管理等に要する費用
事務用品費	・事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費及び新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	・通信費、交通費及び旅費
光熱水費	・電力、水道、ガス等の使用料
調査研究費	・技術研究、開発等に要する費用
広告宣伝費	・広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	・得意先、来客等に対する接待、慶弔見舞及び中元歳暮品等に要する費用
寄付金	・社会福祉団体等に対する寄付金
地代家賃	・事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	・減価償却資産に対する償却額
租税公課	・不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、障害者雇用納付金等の公課
保険料	・火災保険その他の損害保険料
雑費	・上記のいずれにも属さない費用

3) 付加利益等の科目及びその内容は、次に掲げるものとする。

- ・法人税、都道府県民税、市町村民税等(前号の租税公課に含むものを除く)
- ・株主配当金
- ・役員賞与(損金算入分を除く)
- ・内部留保金
- ・支払利息及び割引料その他の営業外費用

2.3 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法で定める消費税及び地方税法に定める地方消費税相当分を算出する。

3 保全業務費の算出

保全業務費は、直接業務費、諸経費及び消費税等相当額に区分して算出す

